

# 福岡県公報

平成31年2月22日  
第4070号

## 目次

### 告示 (第99号 - 第110号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4

  

### 公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 4
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) …………… 5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6

○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7

### 雑 報

○平成31年度福岡県農業大学校研修科研修生の二次募集	(経営技術支援課) …………… 8
----------------------------	-------------------

## 告 示

### 福岡県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	386号	前	朝倉市古毛758番1先から 朝倉市古毛800番1先まで	12.8 ～ 19.2	214.7
			後	朝倉市古毛758番1先から 朝倉市古毛800番1先まで	12.8 ～ 19.2	214.7
			後	朝倉市古毛758番1先から 朝倉市古毛800番1先まで	12.5 ～ 28.9	225.0

**福岡県告示第100号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	322号	前	朝倉市下浦1512番先から 朝倉市下浦1508番先まで	6.5 ～ 10.7	70.0
			後	朝倉市下浦1512番先から 朝倉市下浦1508番先まで	10.7 ～ 10.7	70.0

**福岡県告示第101号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	322号	朝倉市下浦1512番先から 朝倉市下浦1508番先まで

**福岡県告示第102号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村矢部953番4 先から 八女市矢部村矢部846番9 先まで	7.5 ～ 44.0	496.0
			前	八女市矢部村矢部953番4 先から 八女市矢部村矢部846番9 先まで	8.0 ～ 33.0	415.0
			後	八女市矢部村矢部953番4 先から 八女市矢部村矢部846番9 先まで	7.5 ～ 44.0	496.0
			後	八女市矢部村矢部953番4 先から 八女市矢部村矢部846番9 先まで	8.0 ～ 33.0	415.0

**福岡県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

八女	442号	八女市矢部村矢部953番4先から 八女市矢部村矢部846番9先まで
----	------	--------------------------------------

## 福岡県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	岡 垣 線 玄 海	前	宗像市鐘崎6番1先から 宗像市鐘崎11番1先まで	22.8 ～ 29.8	85.0
			後	宗像市鐘崎6番1先から 宗像市鐘崎11番1先まで	24.6 ～ 42.8	85.0

## 福岡県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	筑紫野 筑 穂 線	飯塚市筑穂元吉872番27先から 飯塚市筑穂元吉510番74先まで

## 福岡県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	鬼 木 三毛門 線	前	豊前市大字堀立334番1先から 豊前市大字堀立460番2先まで	8.0 ～ 15.0	369.2
			後	豊前市大字堀立334番1先から 豊前市大字堀立460番2先まで	8.0 ～ 15.0	369.2

## 福岡県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	鬼 木 三毛門 線	豊前市大字堀立460番1先から 豊前市大字堀立460番2先まで

## 福岡県告示第108号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代3月号	雑誌15183-03	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。
	2	アリエナイ理科ノ大事典	ISBN978-4-86673-034-9	株式会社三オプックス	
	3	アリエナイ理科ノ大事典II	ISBN978-4-86673-093-6	株式会社三オプックス	

#### 福岡県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	桂 川 下秋月 線	前	朝倉市秋月1004番3先から 朝倉市秋月1461番3先まで	5.9 ～ 46.3	517.3
			後	朝倉市秋月1004番3先から 朝倉市秋月1461番3先まで	6.9 ～ 47.6	

#### 福岡県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	三 漕 上 陽 線	八女郡広川町大字新代1797番1先から 八女郡広川町大字新代2014番1先まで

## 公 告

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
株式会社幸光
- (2) 所在地  
福岡市南区日佐五丁目13番19号1階
- (3) 代表者  
代表取締役 松坂 祐輝

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日  
平成31年2月6日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

### 公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	平成31年2月7日	平成34年2月6日まで

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年2月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ宗像稲元店

(2) 所在地 宗像市稲元二丁目322番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年10月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,296平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側	49

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	8
建物北側	8
合計	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	36

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地東側	6.64

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目1番3号外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートリアル福岡空港店

(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字カジ546番1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成31年2月6日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成31年2月6日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内	平成31年2月4日から 平成31年3月18日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（数値撮影、数地図化）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡鞍手町	平成31年2月1日から 平成31年3月20日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市沖田地区（糸島市志摩）	平成31年2月1日から 平成31年3月25日まで

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市蓮花寺三丁目5698番1及び5698番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中間市蓮花寺三丁目19番26号  
岩崎 洋子

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成31年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉市杷木林田字網張815番1、815番5、817番、818番、822番1及び823番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市杷木林田788番地  
株式会社九州柴田フォージング  
代表取締役 柴田 福生

雑 報

公告

平成31年度福岡県農業高等学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成31年2月22日

福岡県農業高等学校長 川口 進

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	4名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする）。
- (2) 研修開始 平成31年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。  
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。
- (3) 心身ともに健康で、講義の受講や実習に支障のない者。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成31年2月20日（水曜日）から平成31年3月8日（金曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成31年3月8日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成31年3月18日（月曜日）

(3) 研修生の決定

平成31年3月22日（金曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業高等学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
  - 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
  - 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
  - 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業高等学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて



受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）  
又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる

。